

2010年11月15日

環境大臣
松本 龍 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元徳英

1. 水俣病について

- ①水俣病被害者救済特別措置法には、根拠のない「年齢と地域」による線引きが盛り込まれている。対象地域外の被害者に対象地域との関係の証明を求めたり、年齢による対象外の被害者には、「へその緒」の提出を求めている。これらの線引きを中止して、被害の実態に合わせてすべての被害者を救済対象に加えること。
- ②未だに、水俣病に対する差別と偏見があり、被害者の中には手を挙げたくてもあげられない人がいる。また、水俣病の症状がありながら、水俣病の認識がなく、救済を受けられない被害者がいる。このような被害者も含めて、すべての水俣病被害者を救済するために、不知火海沿岸住民の健康調査を実施していただきたい。
- ③国保税に対する特別調整交付金の対象に阿久根市を加えること。
- ④医療と介護は連動しているので、「介護保険特別会計」にも、特別調整交付金を支給すること
- ⑤「水俣病被害者手帳」や「治研手帳」の保持者は、医療費の助成によって、安心して医療が受けられる。被害者の中には、その病気ゆえに介護が必要になっている人が多数存在しているが、介護保険の利用料の負担が重く、必要な介護が受けられない現状にある。介護保険の利用料についても公費負担をしていただきたい。
- ⑥水俣病被害者への補償金を所得として課税の対象にしないこと。
- ⑦「特措法」の申請が、当時の被害の実態からして思うように広がっていない。遠方には情報が伝わっていない。すでに終了した（保健手帳が7月までで終了したことから）、申請をためらっているなど、さまざまな理由が考えられる。水俣市や津奈木町が独自に取り組んだような地域毎の説明会を開催するなど、繰り返し周知徹底を図る取り組みを求めたい。また、自治体の取り組みに対する援助をしていただきたい。
- ⑧出水総合医療センターには、現在、神経内科の専門医が不在となっている。水俣病患者の治療のためにも欠かせない神経内科の専門医を国の責任で配置していただきたい。
- ⑨被害者全員の救済が終わるまで、チッソの分社化を決して認めないでいただきたい。

2. 霧島市は、国内最初の国立公園「霧島」を有する観光の街である。本年9月に日本ジオパークに認定された。この観光地の玄関口である霧島神宮駅から1キロメートルの山林に、年間出荷頭数30万頭を予定して大規模養豚場が建設されようとしている。国立公園に隣接する地域への大規模養豚場建設は、悪臭や河川汚染の拡大が懸念され「観光地にふさわしくない」との反対の声が広がっているが、規制すべきではないか。見解を伺いたい。

3. 奄美の豪雨災害において、排出されたゴミの処理について、地元自治体では、懸命の処

理を行っている。家電製品については、家電リサイクル法にもとづく収集・運搬料金、リサイクル料金の負担について、排出者の特定が困難なものが多数ある。これらの処理費用について、市町村が見通しをもって迅速に処理できるよう、財政的なものも含め、支援をしていただきたい

2010年11月15日

外務大臣
前原 誠司 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. 普天間基地移設問題について

米軍訓練基地の徳之島移転を明記した日米合意は撤回し、基地の無条件撤去の実現米軍普天間基地の移設をめぐり、5月28日の日米共同声明で「辺野古崎地区及び隣接せうる水域」さらに沖縄の負担軽減策で訓練移転の候補地として徳之島の活用が明記されている。徳之島住民は、2010年1月に移設先候補に徳之島が浮上して以来、徳之島3町長が反対表明をおこない、徳之島の自然と平和を考える会が結成されるなど、現在までねばり強い基地反対運動が展開されている。

徳之島住民はもちろん、奄美群島民は徳之島をはじめ、奄美のどこであっても、米軍基地、訓練基地移設は断固反対である。奄美群島民の一日も早い平穏な生活を取り戻すためにも、徳之島の活用を明記した日米合意は撤回し、無用な問題を再燃させないために、普天間基地は、無条件に撤去をするよう強く要望する。

2. 馬毛島へのNLP米軍夜間離着陸訓練場の誘致について

- ①米軍は、夜間離発着訓練場を探していると聞く。同訓練場の実情について示していただきたい。
- ②一般に、NLP建設の場合、自衛隊の基地を作り、米軍に使用させるという現在の硫黄島方式にするつもりか、日本政府が土地を取得して米軍に作らせるのか、民間に作らせて米軍に使用させることも想定しているのか。
- ③馬毛島へのNLP訓練場移設について、地元では官民あげて反対運動が強まっている。馬毛島へのNLP訓練誘致は、絶対に行わないでいただきたい。

3. 米軍機の低空飛行について

薩摩半島における米軍機の低空飛行について、去年は、高度調査のデータを示し航空法違反の実態を示し中止を求めてきた。県は、自治体から目撃情報を聴取する仕組みを作ったが、その結果、去年は11回、米軍機の低空飛行が確認をされている。今年も、確認されたものが1回、それ以外にも、住民から、2月、4月、6月、9月、10月など目撃情報が寄せられている。住宅地の真上を低空飛行することを直ちに止めるよう、強く米軍に要請していただきたい。（※具体的な日時は、別途連絡する）

2010年11月15日

国土交通大臣
馬淵 澄夫 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. 公営住宅について

- ①低所得者の住まいを提供している公営住宅は、古いところでは入居者の高齢化がすすんでいる。契約者が亡くなった後、配偶者以外の同居家族もそのまま住み続けられるように、使用承継は配偶者だけでなく、同居家族も認めていただきたい。
- ②公営住宅について、新規の建設は行われない状況にある。現在、雇用環境の悪化や地域経済の低迷から、住民の暮らし向きは厳しい状況にあり、公営住宅の応募の競争率は増加する一方である。公営住宅の新規の建設を認めていただきたい。

2. 離島振興法の改善について

- ①離島振興法は、道路、橋梁、公共施設の建設などや生活航路の赤字補填など、今でも役立っているが、本土と離島のハンデイは大きく、地域振興の大きな障害であることは依然として変わらない。ハード面の整備だけでなく、ソフト面を強化して生活支援に適用できるように改善していただきたい。
- ②奄美振興法や沖縄振興法と比較して、一般離島対象の離島振興法は、格差があり鹿児島では一般離島は谷間になっている。たとえば、一般離島では、農業用ハウス建設は、県補助の3分の1だけだが、奄美振興法では、補助が3分の2となっている。また、桜島降灰対策事業においては、約90%の補助となっている。農業用ハウスにおける補助率を引き上げていただきたい。
- ②離島においては、生産物を出荷する際、本土と比較して多額の輸送費を要する。ぜひ、出荷輸送費の支援制度をつくっていただきたい。
- ③すべての費用の元になる離島の燃料費が本土の2割以上も高い状況を改善していただきたい。

3. 高い離島物価と、離島航空運賃の解消を図ること

奄美の自立的経済の発展をはかるのに、高い離島物価（ガソリンなど）と航空運賃がネックとなっている。外界離島の奄美にあって、航空路線は生活路線でもあり、早期の解決を図っていただきたい。

4. 航空機燃料譲与税について

本譲与税は地方の自主財源となっている。運用を見直して、着陸回数や利用客数で配分をしていただきたい。

5. 奄美市名瀬の末広・港土地区画整理事業は見直しを行うこと

末広・港土地区画整理事業は、事業終了後のまちづくりがどうなるのか、具体的な見通しは示されないまま、市民の反対の声を無視して、事業が進められている。このまま事業が進むことは税金の無駄使いとなる心配がある。地元の合意形成を行い、しっかりとした議論のもとで、後世に禍根を残さないためにも、県や市と協議し、事業の凍結など見直しをしていただきたい。

6. 奄美市内で進められている「おがみ山トンネル」事業は中止すること

おがみ山トンネルは、国道58号線の交通渋滞の緩和が目的とされているが、奄美大島は人口減少にともない、車両台数そのものが減少傾向にあり、交通渋滞は緩和されている。あらためて、事業の必要性について県や市と協議し、事業を中止していただきたい。

7. 川内一八代の並行在来線について、JR九州は、経営分離から10年を過ぎた2014年3月以降は、第3セクター・肥薩おれんじ鉄道への人員支援を行わない見通しを示した。そもそも、九州新幹線の着工と引き替えに、採算性の厳しい川内一八代を切り離したことで、公共交通を預かる機関として身勝手な許されない行為であり、それを認めた国もJRと共に、地域住民の足を守るために尽力すべきである。この区間の乗客は多くが高校生であり、安定的な運行が続けられるような人的・財政的支援は不可欠である。国として、肥薩おれんじ鉄道への財政的支援を強めると共に、JR九州へも人的・財政的支援を強く要求していただきたい。

8. 奄美豪雨災害において、道路や河川など、多数の崖崩れや陥没、堤防決壊が生じており、1日も早い復旧工事が待たれている。調査、災害査定、工事発注など一連の手続きが迅速に進み、1日も早く復旧工事が完了するよう、技術職員を含めた職員の配置について支援していただきたい。

9. 今回の災害では、通信手段が断たれたことが、被災者の救助や支援の妨げになった。今回の事態を教訓として、緊急時の通信手段の確保について、国として対策を講じていただきたい。

2010年11月15日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. 生活保護について

- ①水俣病患者への補償金は、極めて不十分ながらも、国とチッソの責任で健康と人生を奪われた代償として支払われるものであり、収入認定を決して行わないこと。
- ②交通不便地では自動車は生活必需品であり、自動車無しには健康で文化的な生活を営むことはできないと言っても過言ではない。特定の目的に限るのではなく、日常生活に必要なものとして自動車の保有、使用を認めていただきたい。
- ③ユニット型特別老人ホームに、低所得者や被保護者も入所できるようにしていただきたい。
- ④熱中症対策として、夏期加算を早急に実現していただきたい。また、クーラーの購入に生活福祉資金を借りられるようにしていただきたい。

2. 生活福祉資金、母子寡婦福祉資金について

- ①生活福祉資金の総合支援資金の借入条件を緩和し、自己都合退職者にも広げていただきたい。
- ②国策としてテレビの地デジ化を進める以上、低所得者が安心してテレビの買い換えができるよう、両福祉資金の中に、無利子、無保証人、長期返済の特別の借入資金を創設していただきたい。

3. 国民健康保険について

- ①国保法第44条にもとづく医療費の一部負担金の減免制度については、恒常的低所得者にも適用できるようにしていただきたい。国民皆保険だからこそ、経済的弱者への減免措置も設けられていると考えるが、現状は生活保護基準よりも下回る所得でも高額な保険税、医療費一部負担金が課せられている。少なくとも生活保護基準以下の低所得者には、保険税、医療費一部負担金をなくしていただきたい。
- ②国保の広域化をすすめるにあたって、自治体の一般会計からの繰り入れを早期にやめるように厚労省から通知が出されているが、広域化は、今でさえ負担能力を遙かに超えている国保税の一層の引き上げにつながることになる。よって、国保の広域化や一般会計からの繰り入れ廃止の方針は撤回していただきたい。
- ③国保税の引き下げのためにも、国保への国庫負担を大幅に増やしていただきたい。

奄美市をはじめ、多くの自治体で、国保財政はきびしく、一般会計からの繰り入れをおこなっている。奄美市は平成19年度に累積赤字6億849万円経常し、危機的な状況を迎え、一般会計からの繰り入れで、解消したものの、平成20年、21年の2年間で3億円余りの赤字を計上している。奄美市は平成21年度に国保税の値上げをおこなった結果、収

納率は低下するなど市民生活は困難を増している。解決のために、健全な国保事業の運営をすすめるには、国庫負担の増額と、収納率低下による普通調整交付金のペナルティなどは廃止していただきたい。

- ④非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減措置について、これらの対象者に病気のために失業した人を加えていただきたい。

4. 乳幼児医療費助成等について

乳幼児医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親医療費助成制度において、現物給付を実施すると、国保会計における国庫負担の減額がなされる仕組みになっている。本来、これらの医療費助成制度は、国の制度としてあるべきものであり、市町村の努力に対して、国庫負担の減額というペナルティを科すのは、本末転倒と言える。これらの医療費助成制度を国の制度として創設していただきたい。合わせて、国保の国庫負担の減額措置を直ちにやめていただきたい。

5. 特定不妊治療費助成制度について

不妊は女性だけの問題にされがちだが、要因としては男女半々だといわれている。欧米や日本での不妊率が増えている背景には、環境ホルモンや公害、ストレス、食生活や働き方など環境、社会の変化、結婚や妊娠、出産年齢の上昇が指摘されているなど、個人責任だけで解決できる問題ではなくなっており、少子化傾向にある昨今、不妊治療を社会全体で支える制度にすべきと考える。人工授精や体外受精、顕微受精などの不妊治療について健康保険を適用していただきたい。

現在の助成金は、体外受精や顕微授精に、1回15万円までを年2回まで、通算5年間までで、総額150万円の助成額となっている。しかし、実際には1回に30～50万円かかることから、実情に即して、年数や回数制限をなくして、150万円を自由に使えるようにしていただきたい。また、助成額を増額し、「体外受精や顕微授精」までの各種検査へも助成を行っていただきたい。

6. 後期高齢者医療制度について

直ちに廃止して、とりあえず元の老人保健制度に戻していただきたい。

7. C型肝炎について

- ①感染原因にかかわらず、C型肝炎ウイルスのキャリアや肝硬変、肝ガン等の治療中の被害者は、いずれも医療行為によるものであり、国の医療行政の犠牲者である。カルテ等、入手不可能なものを被害者に要求することはやめて、被害、治療の実態に応じて被害補償を行っていただきたい。
- ②インターフェロン治療への助成が改善されたが、生活保障がなければ治療に踏み出せない患者が多い。生活と就労への不安解消の対策を講じていただきたい。
- ③H22年度から、一定の条件の下に身体者障害者福祉法に肝機能障害が位置づけられ、肝

機能障害の一部については、障害認定の対象となっているが、基準が厳しく適用がむずかしいと聞いている。障害認定の状況について、実績等を示していただきたい。

8. 奄美の豪雨災害において、災害救助法にもとづく、救助の程度、方法及び期間について、一般基準にこだわることなく、被災者の支援のために必要な特別基準の設定などがなされるよう、鹿児島県に助言と協議を行っていただきたい。
9. 災害救助法にもとづく応急修理について、自らが修理したものは対象とならないとしているが、その説明が十分に行われていない中で、被災者は早く修理して元通りの生活を営みたいとの思いで、自ら修理を行っているのが現状である。そのような場合も、応急修理の対象とできるよう、県や市町村と協議を行っていただきたい。

2010年11月15日

内閣府特命担当大臣（防災）

松本 龍 殿

日本共産党鹿児島県委員会

委員長 野元徳英

奄美豪雨災害の対策に関する要望書

10月20日に発生した奄美豪雨災害は、死者3名を含む甚大な被害をもたらしました。行政をはじめ、ボランティアの協力などで復興が進み始めていますが、被災された人たちが、元の生活にもどるには並大抵ではありません。一刻も早い被災者の支援と復興のために、下記の項目について要望いたします。

1. 奄美豪雨災害について、早急に激甚災害の指定をしていただきたい。
2. 災害救助法にもとづく、救助の程度、方法及び期間について、一般基準にこだわることなく、被災者の支援のために必要な特別基準の設定などがなされるよう、鹿児島県に助言と協議を行っていただきたい。
3. 災害救助法にもとづく応急修理について、自らが修理したものは対象とならないとしているが、その説明が十分に行われていない中で、被災者は早く修理して元通りの生活を営みたいとの思いで、自ら修理を行っているのが現状である。そのような場合も、応急修理の対象とできるよう、県や市町村と協議を行っていただきたい。
4. 被災者生活再建支援法について、大和村は適用になっていない。奄美市や龍郷町と同様に大和村でも全壊や半壊の住宅があり、大和村にも適用していただきたい。
5. 災害によって排出されたゴミの処理について、地元自治体では、懸命の処理を行っている。家電製品については、家電リサイクル法にもとづく収集・運搬料金、リサイクル料金の負担について、排出者の特定が困難なものが多数ある。これらの処理費用について、市町村が見通しをもって迅速に処理できるよう、財政的なものも含め、支援をしていただきたい。
6. 道路や河川など、多数の崖崩れや陥没、堤防決壊が生じており、1日も早い復旧工事が待たれている。調査、災害査定、工事発注など一連の手続きが迅速に進み、1日も早く復旧工事が完了するよう、技術職員を含めた職員の配置について支援していただきたい。
7. 今回の災害では、通信手段が断たれたことが、被災者の救助や支援の妨げになった。今

回の事態を教訓として、緊急時の通信手段の確保について、国として対策を講じていただきたい。

2010年11月15日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. TPP環太平洋戦略的経済連携協定に参加しないでいただきたい。
 - ① TPPに関しての農水省考えを聞かせていただきたい。
 - ② 砂糖、澱粉、牛肉、乳製品などは仮に自由化を止められないとすれば、国内農業保護対策として、どのようなことが考えられるか。それで、国内農業を守れるか。それで、さびれて人口が激減している農村の疲弊を止められるか、見解を伺いたい。

2. 離島における農業振興策について
一般離島対象の離島振興法は、奄美振興法や沖縄振興法と比べて大きな格差がある。
例えば、農業用ハウス建設では、奄美振興法では補助が3分の2、桜島降灰対策事業においては、約70～75%の補助が受けられるが、種子島や屋久島、三島、十島などの離島においては特別な支援策がなく、一般と同様の補助（2分の1）しか受けられない。離島においては、資材の運搬料金など含めた建設費用となるなど、本土に比べて経費が高くつくのは常であり、受益者の負担も大きい。離島の農家は大変な苦勞をしている。
離島の農業を応援する意味からも、一刻も早い改善を望むものである。
 - ① 離島という地理的条件を勘案し、「一般と同様」というのはやめて、補助率を引き上げていただきたい。
 - ② 「強い農業づくり交付金」が実施されているが、離島であるがゆえ、戸数や耕作面積などの「適用要件」を満たすことが難しい事情がある。よって、こうした補助事業の適用要件についても、緩和していただきたい。

3. 口蹄疫の被害拡大の教訓から、大規模農場での家畜の飼育頭数に上限をもうけるべきだと思うが、見解をうかがいたい。

4. 口蹄疫の早期発見のために、検査機関を地方に設けると共に、簡易な検査キットを開発していただきたい。

2010年11月16日

文部科学大臣
高木 義明 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. 教職員定数の見直しについて

- ①30年ぶりの教職員定数改善計画案が示されているが、来年度から、確実に少人数学級を実現していただきたい。
- ②鹿児島県では、離島や僻地において、複式学級が多く存在する。複式学級解消のための学級編成基準の引き下げを早急に実施していただきたい。

2. 教員の勤務環境の整備について

- ①教員免許更新制度は、教職員の身分を不安定なものにすると共に、講習会受講についての経費負担や大学における講習会開催の負担など、問題が山積している。教員にもひいては子どもたちにもマイナスの影響しか与えない免許更新制度は直ちに廃止していただきたい。
- ②教員評価制度は、子どもたちと向き合うことを最優先に保障すべき学校現場に混乱を持ち込むものである。教育の効果は短期間に現れるものではなく、子どもたちや保護者との信頼関係の上に積み重ねられていくものである。現在、教員は忙しさの中で、「精神疾患」など「心の病」での病休が増加傾向にある。今、子どもたちに分かる授業や楽しい学校を保障するために必要なことは、管理職が相対評価で、教員を一面的に評価することではなく、教員が子どもたちとじっくり向き合い、授業の準備が十分でできるようにするための環境整備である。教員評価制度は早急に廃止していただきたい。給与報酬に反映する仕組みはもちこまないでいただきたい。
- ③教職員の勤務実態調査を実施して、適正な、勤務状態になるよう、対策を講じていただきたい。

3. 教育費の負担軽減について

- ①「義務教育は無償」となっているが、実際には、副読本や教材費、用紙代などが保護者負担となっている。実態を調査し、必要な教育予算を増やし、保護者負担を減らしていただきたい。
- ②就学援助が交付税で措置されることになり、対象が制限されたり、給付が薄くなったり、市町村の負担が増えている。修学旅行、給食費、入学一時金など、生活保護者を含め必要額の実態にあわせて、全額補助をすべきである。実態を調査し、制度の後退とにならないように交付税を増額していただきたい。

4. 地球温暖化の中、連日むし風呂状態の小中学校の普通教室へのクーラー設置について、

大規模改修時だけでなく、400万円以下も補助対象とするなど、補助制度を拡充していただきたい。

5. 全国共通学力テストは、抽出方式としながらも、実質的には従来の全国いっせいテストと同様で全国との比較によって、結果を出すことが優先されるという弊害を招いている。早急に、中止をしていただきたい。一切の公表を止めていただきたい。

6. 高等教育について

- ①地域経済が破綻し、雇用環境の悪化が進行する中で、国民の所得が減少し、大学や高専の学費の負担が重くのしかかり、学費の工面ができないために、学業を断念せざるを得ない状況が生まれている。教育の機会均等を保障するために、大学・高専の学費を大幅に引き下げていただきたい。また、奨学金に返済を必要としない給付制を導入するなど、奨学金制度等の充実を図っていただきたい。
- ②大学・高専が、地域・社会に対する役割を果たすためには、研究環境の充実・発展を図る必要がある。高等教育に対する公的支出について、当面年次計画よりGDP比率でOECD加盟国平均の1%を実現していただきたい。

2010年11月16日

経済産業大臣
大島 章宏 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. 霧島市牧園地区での地熱発電所の増設計画について

霧島温泉の大霧地区には現在3万kwの大霧地熱発電所が稼働しているが、日鉄鹿児島地熱株式会社(本社東京)は、霧島温泉郷の近接地にさらに新しい3万kwの地熱発電所を建設しようとしている。

日本経済は今後安定成長を持続しながらも少子高齢化により電力需要は低下していく傾向にあり、地域住民からは「必要ないのでは」との声があがっている。自然環境の問題がクローズアップされる中で地熱発電所は広大な森林を切り開き、地熱発電所は1500mから2000mもの温泉井戸を掘り、それぞれの井戸が莫大な温泉を消費する。還元井戸に戻すとしても、地下深部のことは予測が困難であり、マグマや地下水の動向は解明されていない。

温泉は決して無限ではない。近年のボーリング技術の発達で、温泉の掘りすぎによる温泉枯渇の現象は全国でも問題となっている。温泉の量や温度などにいったん影響が出た場合、もはや回復は困難で失われた自然の温泉は二度と帰ってこず、しかも原因の立証はむずかしい。現在噴気が止まったえびの高原に対して原因の究明はおろか誰の責任も問われず何ら現状回復の方策は示されていない。

①霧島市牧園地区での地熱発電所増設計画の現状を教えてください。

②温泉は鹿児島県の代表的な観光資源であり、エネルギーのためだけに莫大な温泉を一度に使う事は控えるべきと考える。霧島への地熱発電所の増設計画は中止していただきたい。

2. 民主党政権の下で、日本の原子力政策が「地球温暖化対策」を口実に大きく動き出している。この点は自公政権と変わりはないが、「温暖化ガス25%削減」目標とリンクして、従来以上に原発推進に拍車がかかる構造となっている。しかし、それは筋違いの路線であり、放射性物質の環境放出という地球温暖化とは次元の違う環境汚染をもたらす危険性を増大するものである。未だ、安全性も確立しておらず、放射性廃棄物の処分についても解決していない中で、原子力発電を推進することは、日本の将来のエネルギー政策を危うくするものである。我が国の原子力発電に頼ったエネルギー政策を見直していただきたい。

2010年11月16日

防衛大臣
北澤 俊美 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. 霧島演習場における日米共同訓練について

12月6日から15日までの10日間、湧水町とえびの市にまたがる陸上自衛隊霧島演習場で、在沖縄海兵隊と陸上自衛隊による日米共同訓練が行われることが明らかになった。

日米両政府は、5月28日、普天間基地の名護・辺野古崎への移設と徳之島や全国各地への海兵隊の訓練移転などを盛り込んだ日米合意をおこない、防衛省はこの日米共同発表文書と閣議決定を、基地をかかえる全国330自治体に送付している。その中には、霧島演習場を有する湧水町とえびの市も含まれている。

普天間基地の徳之島への基地機能移設をめぐることは、徳之島はもとより、県内全土で官民あがての反対運動が広がり、「徳之島にも、沖縄にも、全国どこにも米軍基地はいらない」という基地移設反対の民意が、政府に対しても繰り返し伝えられている中で、住民の意思を無視して頭越しに行われた日米合意である。

政府は、今回の共同訓練について、日米合意とは関係なく、従来の共同訓練の一環であると説明しているが、12年ぶりの霧島演習場での今回の共同訓練は、日米合意の実績づくりに他ならず、決して容認できるものではない。

海兵隊は海外の戦争に真っ先に出動する“なぐりこみ部隊”であり、日本の平和と安全のための「抑止力」などでは決してなく、「侵略力」そのものである。海兵隊との共同訓練について、平和憲法に照らし合わせ、また、県民の生命と安全を守る立場から、断固反対するものである。

- ① 今回の演習場での訓練の目的と内容について、具体的に明らかにしていただきたい。
- ② 日米共同訓練の際、米海兵隊がホームビジットを行うと聞いている。住民の側からは、海兵隊と交流する意味はない。ホームビジットを含め、海兵隊が演習場の外に出ることがないように米軍に申し入れていただきたい。
- ③ 霧島演習場での日米共同訓練を中止していただきたい。

2010年11月16日

総務大臣
片山 善博 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英

1. 来年7月で地上デジタル放送に移行するが、チューナーや地デジ対応テレビを買えない低所得者など「テレビ難民」となりかねない。低所得者対策を強化すべきだと考えるが、見解と対策について伺いたい。
2. 消防行政の広域化について
霧島市は、面積604平方キロメートルと鹿児島県内第2位の広さがある（人口127,100人）。この面積を1,371平方キロメートル（人口246,214人）に拡大する消防広域化計画は、火災現場への到着が遅れるなど人命にかかわる問題であり、地域の自主性を尊重し、強制しないでいただきたい。上記のような広域化が招く問題点についての見解を伺いたい。